

農地法許可申請に必要な書類（4条・5条）

焼津市農業委員会
令和7年2月

書類名	留意事項
○ 許可申請書	正本 1部 副本 申請人の人数分(副本のうち1部は、添付書類2・3・4・5を添付すること)
○ 添付書類	
1 登記事項証明書	申請前3ヶ月以内のもので、全部事項証明書に限る 所有者の住所が現住所と異なる場合は、同一人であることを証する書面を添付すること
2 位置図	1/2,500～1/10,000。縮尺、方位を記入すること
3 案内図	申請地周辺の土地利用状況が分かるもの。縮尺、方位を記入すること
4 公図写	法務局で交付された公図写し。転写を行う場合、転写日、転写した者の氏名、縮尺、方位を記入 申請地及び隣地の地番、地目、面積、所有者を記入
5 計画平面図	概ね1/250～1/1,000。建物及び主な施設の配置、給排水計画を記入すること 隣地との境界は、見切壁、擁壁などの構造物で明確に区分すること
6 資金証明書	残高証明書、融資証明書など(原則3ヶ月以内のもの) 通帳の写しの場合は口座名義と残高が分かる部分のコピーに原本に相違ない旨証明したもの
7 代替性検討結果表及び候補地図面	申請地が第1種農地及び第2種農地の場合のみ 代替性がないこと(申請地以外の土地では目的を達成することができないこと)を、宅地、雑種地、第3種農地等の土地で検討した結果を添付してください。
8 「農用地区域」に指定されていない証明書(農政課で発行)	
9 その他必要な書類	
	・ (転用者が市外の者の場合) → 転用者の住民票
	・ (申請人が法人の場合) → 法人登記事項証明書及び定款または寄附行為の写し
	・ (所有権移転以外の場合) → 賃貸借契約書、使用貸借契約書(親子関係は除く)等 事業計画の実施を証する書類
	・ (申請地が受益地の場合) → 農地転用等の通知書(大井川土地改良区) ※大井川土地改良区に受益地であると確認したうえで添付してください ※1000㎡以上の転用の場合は、土地改良区で申請受付となります。
	・ (申請地に抵当権、仮登記、地役権等が設定されている場合) → 関係権利者の同意書
	・ (転用事業に他法令等の許可等が必要な場合) → 許可申請書の写し (例)土地利用実施計画承認の審議結果の通知、緑化計画書、道路工事承認書、道路占用許可書等 ※許可書ではなく、申請書の写しを添付する場合は、受付印があるものを添付
	・ (分家住宅の場合) → 分家要件を証明する書類(戸籍、住民票、固定資産名寄帳、土地選定検討表など)
	・ (転用事業に資格が必要な場合) → 資格証明書(宅建免許、医師免許などの写し)
	・ (自己住宅等以外の転用事業の場合) → 事業計画概要書
	・ (一時転用の場合) → 農地復元計画書、一時転用期間の工程表
	・ (代理申請の場合) → 委任状 ※申請人が法人であり、社員が転用手続きを代理で行う場合、申請人から社員への委任状が必要
	・ その他、申請の審査に当たり必要と認められる書類